

2024年6月19日

各 位

会社名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 岸田 光哉
取引所 東証プライム (6594)
所在地 京都市南区久世殿城町338
問合せ先 常務執行役員 佐村 彰宣
TEL 075-935-6200

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備 及び実施した是正措置に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年6月19日付で関東財務局に提出いたしました2024年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、「1. 開示すべき重要な不備の内容」は、2024年5月24日に開示済の2023年3月期の訂正内部統制報告書の記載内容と同一であります。その後、開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策を実施しましたので「3. 開示すべき重要な不備の是正方針」にて、併せてお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社であるニデックドライブテクノロジーにおいて、連結決算手続における当社グループの連結子会社間取引を伴う売上高等の連結調整の一部について調整対象を誤認し、売上高が過大に計上されていることが判明しました。過大計上された売上高を取り消す処理が必要となったため、過年度決算を訂正すべきとの結論に至りました。決算・財務報告プロセスの内部統制として、起票者が作成した仕訳を承認権限者が承認するルールとなっていました。当該誤認は、関連する組織間でのコミュニケーション不足により調整対象案件を特定する際に必要な正確かつ網羅的な情報の把握及び決算処理に関するモニタリング体制が不十分であったため、結果的に重要な虚偽表示を発見できず誤謬が発生いたしました。以上より、決算・財務報告プロセスの内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 連結会計年度末日までに是正できなかった理由

当該事実の判明が当連結会計年度の末日以降であったため、当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、当社グループにおいて、決算処理に対する多角的視点での検証及び承認権限者による承認手続の強化等の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保していく方針のもと、開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策について、当連結会計年度の末日から内部統制報告書提出日までに、以下の措置を実施しました。

(1) 他の関連した問題の識別や会計処理及び表示の改善を行うための、過年度に開示した書類及び訂正された連結財務諸表に含まれる連結決算仕訳に対しての詳細なレビューの実施

- ・開示すべき重要な不備となった連結決算仕訳と同様の特徴を有する仕訳について、過去の連結決算仕訳の趨勢分析及び過年度も含めた詳細なレビューを実施しました。

(2) 連結決算手続に係る方針の更新、連結子会社間取引に関連する調整対象案件を特定する際に必要な正確かつ網羅的な情報を把握するための体制の強化、並びに連結決算処理に対する検証及び承認権限者による承認手続に重点を置いた研修の実施

- ・連結調整処理の手順書を作成し、連結決算手続に係る方針を更新しました。
- ・組織体制の変更を行い、経理部門以外の組織も含めた組織が網羅的に情報を把握する体制を構築しました。
- ・連結決算処理に関する研修を実施しました。

(3) 当社及び子会社の経理財務責任者による連結決算手続に対する包括的なモニタリング機能の強化及び決算・財務報告プロセスにおける連結子会社間取引の調整に関する査閲・承認手続の強化

- ・当社及び子会社の経理財務責任者による連結決算手続に対する包括的なモニタリング体制を整備し、承認手続を強化しました。

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見となっております。

以 上